

全日本生パスタ料理協会 会則

平成26年10月11日制定

第1章 総則

(名称)

第1条

本協会は、全日本生パスタ料理協会（以下「本協会」という。）と称する。

(所在地)

第2条

本協会の事務局所在地は、兵庫県淡路市志筑65-1とする。

(設立年月日)

第3条

当協会の設立年月日は、平成26年10月11日とする。

(目的)

第4条

本協会は、全国各地域の事業者間（生産者、シェフ、食品関連企業）において連携と融合を図りながら、地元食材を活かしたパスタ料理開発に伴う1次産業の活性化の取り組みを推進すると共に、広域にPRして「郷土パスタ」関連の総合力の向上を目指すことを支援するものである。

(事業)

第5条

本協会の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- (1) シェフ、生産者の育成に関すること。
- (2) 生パスタを使った料理を通じて各地域の特産品の掘り起こしとPRに関すること。
- (3) 生パスタを使った料理を通じて各地域の特産品のブランド化と販路拡大に関すること。
- (4) 素材と生パスタの組み合わせと麺性の研究、開発と啓蒙に関すること。

(組織)

第6条 本協会は、主旨・目的に賛同する者をもって構成する。

(役員)

第7条

- 1 本協会に次の役員を置く。
 - (1) 顧問 必要に応じて
 - (2) 会長 1名
 - (3) 副会長 2名以上
 - (4) 監事 2名以内
- 2 会長は、会員の互選により選出する。その他の役員は、会長の指名により決定する。

(役員任期)

第8条

役員任期は1年間とする。但し、再任を妨げないものとし、補充役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第9条

- 1 会長は、本協会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 財産の状況を監査すること。
 - (2) 役員業務状況を監査すること。
 - (3) 前項の規定による報告をするため必要があるときは、本協会役員を招集すること。

(会議)

第10条

- 1 本協会の会議は、会長が必要に応じ招集し、議長は会長が務めるものとする。
- 2 会議は、出席者の過半数により決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(役員会)

第11条

- 1 本協会役員会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 会則を変更すること。
 - (2) 事業計画及び収支予算を決定すること。
 - (3) 事業報告及び決算を承認すること。
 - (4) その他重要な事項
- 2 役員会の議事は、出席した役員過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第12条

本協会の経費は、会員費及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第13条

本協会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第2章 会員

(会員の要件)

第14条

本協会の会員となるものは、以下の要件を備えていなければならない。

(1) 第2条の主旨・目的に賛同し、その意思を表明すること。

(会員の審査)

第15条

本協会の会員に関する審査については、本協会にて行うものとする。

(会員費)

第16条

会員は会員費を納めることを要し、会員費はそのつど決定し徴収するものとする。

なお、事由の如何を問わず、一度払い込まれた会員費の返還は行わないものとする。

(会員の解除)

第17条

本協会は、会員が自ら申し出た場合又は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該会員を解除することができるものとする。

- (1) 所定の期間内に会員費の支払いがなされない場合
- (2) 会則に違背したことが明らかになった場合
- (3) その他、本協会が会員として不相当と判断した場合

附則

1. この会則は、本協会設立の日から実施する。
2. 本協会の設立当初の役員及び委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、設立の日から平成27年9月30日までとする。
3. 本協会の設立当初の事業年度は、第11条の規定にかかわらず、本会設立の日から平成27年9月30日までとする。